

中央省庁の地方移転の基本的考え方(案)

1. 検討の基本的視点

◎中央省庁の移転については、以下の3つの基本的視点から、検討を進めることが適当である。

(1) 地方創生の視点

○地方移転が、移転先の地域を含め我が国の地方創生に資するかどうか。

(2) 国の機関としての機能確保の視点

○地方移転によって、機能の維持・向上が期待できるか。

①地方移転によって、現在と同等以上の機能の発揮が期待できるか。

②「なぜ、そこか」について、移転先以外を含めた理解が得られるか。

③危機管理等官邸はじめ関係機関との連携や国会対応に支障が生じないか。

④当該機関の効率的な業務運営や国民に対する行政サービスの低下を招かないか。

(3) 移転費用等の視点

○地方移転によって、費用の増大や組織肥大化にならないか。

○地元の協力・受入体制が整っているか。

2. 「国の機関として機能確保」に関する検討について

(1) 業務内容に応じた検討

上記(2)の「国の機関としての機能確保の視点」においては、中央省庁の業務内容に応じた検討を行う必要がある。

①「危機管理業務」、「外交関係業務」及び「国会対応業務」について

- 中央省庁は、内閣の統轄の下、国が果たすべき役割について、総合性、機動性を持ち、重点的かつ効率的に行政事務を遂行することが求められることから、官邸をはじめ関係省庁に近接した地域に立地しており、特に、「危機管理業務」や「外交関係事務」は、官邸からの指示を受け、迅速かつ密接に連携を図り業務を遂行することが強く求められる。

- また、行政権の行使に関し、国会に対して連帯して責任を負う内閣の中核としての中央省庁の「国会対応業務」（議案の提出、答弁、説明等）は、議院内閣制を採る我が

国の憲法上の要請に基礎を置くものであり、国会運営に支障が生じることがないように十分な留意が必要である。

②「政策の企画・立案業務」について

- ・ 法案作成等の「政策の企画・立案業務」については、政府全体の調整が必要とされる場合が多く、官邸、関係省庁から遠隔の地に所在する場合には、これらの業務の適切な遂行が困難となることに留意する必要がある一方、「施策・事業の執行業務」と密接不可分な部門については、執行部門に近い立地とすることが適当である。

③「施策・事業の執行業務」について

- ・ 「施策・事業の執行業務」については、多くの省庁において地方支分部局等が担っているように、できる限り実施現場に近いところで実施されることが効果的・効率的である。したがって、地方創生の観点から、地方を対象とする「施策・事業の執行業務」、あるいは、執行業務と密接不可分な一定部門の「政策の企画・立案業務」については、地方移転を検討することは意義が大きい。また、既に地方支分部局等で事務を実施している場合は、地方支分部局等の機能強化を図る必要があると考えられる。
- ・ ただし、上記の具体的な検討に当たっては、当該機関の効率的な業務運営や全国に所在する関係者に対する行政サービスの低下を招かないようにする必要がある。このため、
 - (ア) 「なぜ、そこか」について、移転先以外を含めた理解が得られるかについて留意する必要がある。
 - (イ) ICT（テレビ会議等）活用による業務改善や地域の協力によって人材確保を含む機能確保が可能かどうかといった点について、実地における検証を含め検討を行う必要がある。
 - (ウ) 移転費用等の視点から、地方の協力も得ながら、移転に伴うコストの低減や組織の肥大化を避けるための工夫について積極的な検討が必要である。
 - (エ) 移転先となっている地元の協力・受入体制が整っているかについて、留意する必要がある。

(2) 国の機関としての機能発揮に関する検証

- ・ 一方、政府においては民間で見られるような、ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等を通じた業務実施の試みは低調である。こうした国家公務員全般にわたる従来の業務形態を基本的に見直すことは、地方で実施可能な業務範囲の拡大の可能性という地方創生の視点にとどまらず、国家組織のあり方や行政改革の視点から意義が大きい。また、「働き方改革」という点で、ワークライフバランスの確保に結びつくものである。
- ・ このため、国の機関における業務全般にわたって、ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等を通じて、具体的な課題を実証実験によって明らかにしていく取組を積極的に推進していく必要がある。